

重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業「訪問型サービス」)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第 0472800176 号)

当事業者は、お客様に対して介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)を提供します。事業所の概要や、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただくことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

1.事業者

事業者名称	社会福祉法人色麻町社会福祉協議会
法人所在地	宮城県加美郡色麻町四竈字杉成 27 番地 2
法人の種別	社会福祉法人
代表者名	会長 浅野 幸夫
電話番号	0229-65-2260 FAX 0229-66-1713
設立年月日	昭和 60 年 2 月 26 日

2.事業所概要

- (1) 事業所の種類 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)・平成 30 年 4 月 1 日指定
- (2) 事業の目的 事業所は、介護保険法令に従い、お客様が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 運営方針 1 当事業所の訪問介護員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排せつ・食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行う。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 事業所の名称 社会福祉法人色麻町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
- (5) 事業所の所在地 宮城県加美郡色麻町四竈字杉成 27 番地 2
- (6) 電話番号 (直通)0229-66-2151/0229-66-1700 (内線 17)
- (7) 事業所長(管理者) 氏名 山崎 順子
- (8) 開設年月日 平成 18 年 4 月 1 日
- (9) 通常事業の実施地域 色麻町
- (10) 営業日及び営業時間

営業日	毎日(年中無休)
営業時間	6:00~21:00 (窓口業務は、毎週月曜日~金曜日 8:30~17:30)

携帯電話等により 24 時間連絡の取れる体制をとっておりますので、緊急の場合は次の連絡先をご利用下さい。

山崎 順子【連絡先】
小笠原 恵【連絡先】

3.職員の体制

当事業所では、お客様に対して介護予防・日常生活支援総合事業を提供する職員として、別表1のとおり職員を配置しています。

4.当事業所が提供できるサービスと利用料金等

介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防・日常生活支援総合事業は法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とします。

(1) サービス内容、利用料金

- ① 身体介護 身体に係わる介護を行います。
 - ・ 排せつ介助、体位交換、清拭、部分洗浄、入浴介助、食事介助
- ② 生活援助 日常生活上の支援を行います。
 - ・ 清掃、洗濯、調理、買物
- ③ 利用料金 (別表2)

- お客様が、サービスを利用する際に、被保険者証を確認させていただきます。また、認定更新時や、区分変更等により、記載内容に変更があった場合にも確認させていただきます。
- お客様に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえて介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画に定められます。
- サービスの計画は、親切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。もしわからない事があつたら、いつでも訪問介護員に遠慮なく質問してください。
- お客様がまだ要介護認定を受けていない場合には、介護認定が決定次第、サービス利用料金の金額をお支払い頂きます。
- 介護保険からの給付額に変更があつた場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。

(2) 交通費

通常の実施地域を越えて行う指定介護予防・日常生活支援総合事業に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合は、通常の実施地域から1kmを越えるごとに20円とします。

(3) サービス利用料の支払い方法(振り込み・自動引き落とし)

サービス利用料は、1ヵ月毎に計算し、ご請求しますので、請求した月の25日まで以下の方法でお支払いください。

- ① お客様の指定口座からの自動引き落とし
 - 1.加美よつば農業協同組合 各支店
 - 2.七十七銀行 本支店
 - 3.ゆうちょ銀行〔郵便局〕各支店
- ② 下記金融機関の指定口座への振り込み
 - 1.加美よつば農業協同組合 加美支店〔振込手数料は無料〕
 - 2.七十七銀行 中新田支店〔振込手数料はお客様負担〕
 - 3.色麻郵便局〔振込手数料はお客様負担〕

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、お客様の都合により、介護予防・日常生活支援総合事業の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日17時まで当事業所に申し出ください。

- 利用予定日の前日 17 時まで申し出なく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の金額をお支払い頂く場合があります。但し、お客様の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17 時まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17 時まで申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、お客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議いたします。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① お客様からの交替申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、お客様から特定の訪問介護員の指定はできません。

② 当事業からの訪問介護員の交替

当事業の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、お客様及びその家族等に対してサービス上の不利益が生じないように、十分配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

お客様は、「当事業が提供するサービス」で定められた以外の業務を当事業に依頼することはできません。

② 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する指示・命令

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する指示・命令はすべて当事業が行います。但し、当事業は介護予防・日常生活支援総合事業にあたって、お客様の事情、意思等に十分配慮します。

③ 感染予防

感染予防のため、サービス終了後手洗いをさせていただきます。

④ 消耗品等の使用

介護予防・日常生活支援総合事業実施のために必要な消耗品等(器具・材料・水道・電気・ガス・電話を含む)は無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、お客様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、その時提供したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金で請求します。

(5) サービス提供時間の留意点

① 交通状況等により、サービス開始時刻が多少前後する場合があります。

② サービス開始時刻から、予定されていたサービス内容と時間を提供いたします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの行政機関及び宮城県国民健康保険団体連合会においても苦情の申し出ができます。

色麻町保健福祉課	所在地：色麻町四竈字杉成 27-2 電話番号：66-1700 FAX番号：66-1717 受付日・時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 但し、祝祭日・12月29日～1月3日を除く。
----------	---

宮城県国民健康保険 団体連合会 (介護保険課苦情相談 窓口)	所在地：仙台市青葉区上杉 1-2-3 電話番号：022-222-7700 FAX番号：022-222-7260 受付日・時間：月曜日～金曜日 9：00～16：00 但し、祝祭日・12月29日～1月3日を除く。
---	--

8.緊急時の対応について

訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、お客様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

9.事故発生時の対応について

- (1) 介護予防・日常生活総合事業の提供により事故が発生した場合は、関係市区町村及びお客様の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業者は、介護予防・日常生活総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10.虐待の防止のための措置について

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 虐待のための指針の整備
- (3) 従事者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施
- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の配置

事業所は、サービス提供中に当該事業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する窓口

虐待防止責任者	社会福祉法人色麻町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 ○電話番号（直通） 0229-66-2151 ○FAX番号 0229-66-2151 ○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30 (虐待防止責任者) 山崎 順子
---------	--

11. 身体拘束等の適正化について

- (1) 身体拘束等を行う場合には、態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、必要な事項を記録
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、従業者への周知徹底
- (3) 身体拘束の適正化のための指針を整備
- (4) 従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施

12. 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる
- (2) 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するもの
- (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

13. ハラスメントへの対応について

- (1) 当事業所はあらゆるハラスメントに対して下記の行為が認められた場合、状況によって介護サービスの提供の見直しや変更を行います。
尚、ハラスメントにはお客様及びご家族様からの行為も含まれます。
 - ① 暴言、威圧的及び性的な言動、人格を否定する発言
 - ② 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - ③ 合理性を欠く長時間の拘束や執拗な要望、クレーム
 - ④ その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- (2) 当事業所は職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて関係機関等と連携しながら対応するものとする。
- (3) 当事業所はハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者

社会福祉法人色麻町社会福祉協議会
指定訪問介護事業所
サービス提供責任者

⑩

私は、本書面に基づいて当事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始に同意しました。

お客様 氏名 _____ ⑩

代理人 氏名 _____ ⑩ (お客様との関係: _____)

(別表 1)
職務内容

職 種	員 数	職務内容
1.事業所長(管理者)	1名 サービス提供責任者兼務	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2.サービス提供責任者	介護福祉士 4名 (内1名 管理者兼務)	事業所に対する指定介護予防・日常生活総合事業サービスの申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。 お客様の口腔に関すること、服薬状況等について、居宅介護支援事業者等のサービス関係者と情報共有を行う。
3.訪問介護員	介護福祉士，2級課程修了者 5名以上	介護予防・日常生活総合事業サービスの提供に当たる。
4.事務職員	1名	必要な事務を行う。

(別表 2)
 介護予防・日常生活支援総合事業利用料金

●料金表

令和 6 年 4 月改正

所要回数	介護度	利用料金	支払額 (1 割)
週 1 回程度の利用	要支援 1 要支援 2	11,760 円	1,176 円
週 2 回程度の利用	要支援 1 要支援 2	23,490 円	2,349 円
週 3 回を超える 利用	要支援 2	37,270 円	3,727 円

●加算料金

種別	加算料金	利用者負担額
初回加算	新規又は過去 2 ヶ月利用していない場合の初回サービスと同月内に、サービス提供責任者自身が、サービスを提供した場合や訪問介護員との同行訪問を行なった場合。	2,000 円/月 200 円
介護職員処遇改善 加算 (I 口)	費用総額に対して、28.7%を加算	1 割

- 介護保険の規定外サービスについては、公的サービスではかなえられないサービスの中で担当ケアマネジャーと相談・協議のうえ、当訪問介護員でなければ、提供できない内容のみに対して、介護保険における料金表の金額で、全額自己負担でお受けいたします。(ただし、生活援助の場合は、所要時間 25 分を増すごとに 670 円を加算いたします。)

※一定以上の所得がある方については、所得に応じた利用者負担額となります。
 (行政より送付される負担割合証に記載されております。)